

# 自治会だより 2007年1月増刊号

## 年末・年始、自治会に寄せられた 「苦情」の投書

今回は、あえて原文のまま、掲載させていただきます。

### (その1) 音に関する苦情

火の元はもちろんの事ですが、22時を過ぎても24時を過ぎてもバタバタ走り回る音がうるさくてなりません。玄関やエレベーター横の掲示を見ない人もいるので、エレベーターの中など目立つよう音に対する配慮を促していただきたいのですが……。

我慢にも限界があります。ご高配のほどお願いします。

#### 自治会より

音に関する苦情は、これまでもしばしば自治会に寄せられております。基本的には、北側廊下に隣接する形で寝室があり、廊下でのちょっとした音でも人によっては、睡眠の大きな妨げになります。

共同住宅に住む以上、相手の立場を常に考え行動することは、基本的マナーと言っても過言ではないでしょう。

### (その2) 水に関する苦情

先月ベランダの洗濯物をぬらしてしまいました。時々あることなのですが、ベランダの掃除に水を流すのか、植木の水やりの時の水がしたたり来るのか、階下のこともあるので注意してくださるようお願いします。

#### 自治会より

当建物のベランダは、完全防水ではなく簡易防水です。必要以上に一時的に大量の水を流すと問題が起きる可能性があります。入居時の注意事項にも書いてあります。

(その3) 北側共同廊下に置いている自転車問題

いつも大変お世話になっております。

この度、お手紙させていただきましたのは、13階外廊下に自転車を置いている方がおり、小さな子どもを持つ当方といたしましては、毎日大変危険な思いをしております。

このため、外廊下に自転車を置くのは止めていただくよう、ご指導お願いしたいと希望しております。

ご苦勞をお掛けして大変申し訳ございませんが、何卒どうぞ宜しくお願い申し上げます。(2号棟13階住民)

自治会より

北側共同廊下に自転車を止めたり物を置くことは、消防法で禁止されております。この問題は当2号棟に限らず、多くの団地で起きている問題です。

消防署でも、法に基づく査察を実施、強制的に撤去を促したいとの考え方を持っておりますが、人手不足でままならないのが実情です。

また、大地震発生時には、避難の最大の妨げになります。

当2号棟の駐輪施設は、まだかなりの余裕がございます。自治会発行の駐輪シールを貼って、すみやかに駐輪場に移動するよう強く要望いたします。

とくに西側玄関の左側(3号棟寄り)や両玄関の真ん中付近の駐輪場は、余裕がございますし、地下1階西側玄関前や3号棟寄りの駐輪場は、ほとんど空席状態です。



※投書の際は、匿名でなく、極力部屋番号とお名前の明記をお願いします。  
個人が特定されることのないよう、十二分に配慮しております。